

2020年1月29日

「〈あきぎん〉後見制度支援預金」の取扱開始について

株式会社秋田銀行(頭取 新谷明弘)は、2020年2月3日(月)より「後見制度支援預金」の取扱いを開始いたしますのでお知らせします。

本預金は後見制度を利用されるお客さま(被後見人)の財産を適切に管理するための預金です。口座開設やご入金、お引出しなど、本預金に関するすべてのお取引において家庭裁判所が発行する「指示書」を必要とするため、公平性・透明性の高い財産管理が可能となり、お客さまの金融資産を安全にお守りすることができます。

当行では、今後もお客さまの幅広いニーズにお応えできるよう、商品やサービスの充実に努めてまいります。

記

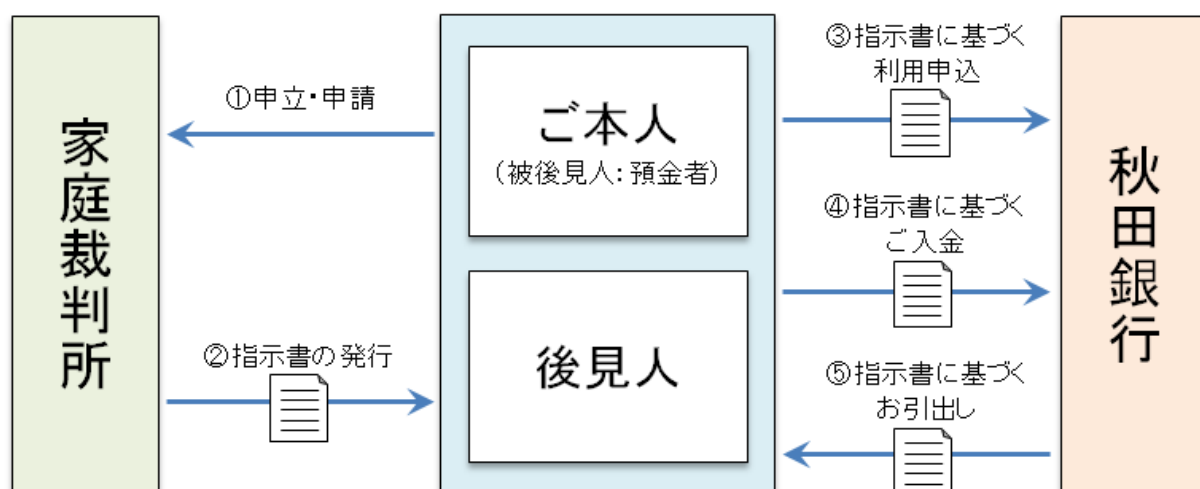
1 取扱開始日

2020年2月3日(月)

2 後見制度支援預金とは

後見制度を利用されるお客さま(被後見人)の財産のうち、日常生活に必要な金銭とは別に、普段使用しない金銭を別口座(後見制度支援預金)で管理し、家庭裁判所の発行する「指示書」に基づく取引に限定して取り扱うことで、後見人さまの財産保護・管理にかかる不測のトラブル等を防止します。

3 後見制度支援預金のイメージ



4 商品概要

商 品 名	〈あきぎん〉後見制度支援預金
取 扱 店 舗	秋田県内営業店（あきぎんこまち支店を除く。）
対 象 預 金	普通預金または決済用普通預金
利 用 対 象 者	後見人が選定されている被後見人で家庭裁判所から後見制度支援預金の利用について「指示書」の交付を受けた方
口 座 開 設	家庭裁判所発行の「指示書」に基づき、口座開設いただけます。
預入・払戻・解約	家庭裁判所発行の「指示書」に基づき、お預入れ・払戻し・ご解約いただけます。
適 用 金 利	店頭に表示する普通預金利率（決済用普通預金は無利息となります。）
手 数 料	口座開設手数料 11,000 円（税込）
その他制約事項	お取引は口座開設店の窓口のみでの取扱いとなるほか、以下のサービスがご利用いただけません。 ○キャッシュカードの発行 ○インターネットバンキング、総合口座、通帳レス口座のお申込み ○ＡＴＭによる入出金 ○公共料金などの自動支払 ○給与・年金などの自動受取 ○マル優

5 口座開設時に必要な書類

- (1) 家庭裁判所の指示書（原本）
- (2) 登記事項証明書（後見登記にかかるもの・原本）
- (3) 後見人の本人確認書類
- (4) 被後見人（預金者）の本人確認書類
- (5) 預金取引のご印鑑
- (6) 初回預入金（指示書記載金額と同額）

（以 上）